

静岡県人権施策推進計画(第4次改定版)

2026年度(令和8)～2030年度(令和12) (5年間)



静岡県では、人権(生まれたときから持っている、人間らしく 幸せに暮らす権利)を大切にするため、国や市・町、関係するいろいろなところと協力して、家庭や学校、職場など、どこでも人権を守るための取組をしてきました。

しかし、社会や経済が大きく変わり、インターネットでの問題が増えるなど、いろいろな人権の問題に取り組む必要があります。

そこで、静岡県では、人権を守るための新しい計画を作りました。

基本理念(大切な考え方)

静岡県に住む一人ひとりが人権を大切にする気持ちを育て
思いやりのあるやさしい静岡県にすること

みんなが目指す社会

- 一人ひとりが人権を大切にする社会
- 自分らしくいられる社会
- 命を大切にし、一人ひとりの違いを認め合い、みんなで助け合う社会
- 「ふじのくに人権宣言」の考え方が広がり、安心して暮らせる社会



いろいろな人権についての取組

それぞれの人にかかわるいろいろな人権について取り組みます
(女性、子ども、高齢者(お年寄り)、障害のある人、外国にルーツがある人 など)

いろいろな人権の問題への取組

インターネットでの人権問題 (インターネットはいろいろな人権に関係します)



- ・人の名誉やプライバシーについて正しい理解を広める
- ・インターネットを利用するためのマナーやルールを学ぶことを進める

女性の人権

- ・家庭や学校、職場など、どこでも男女が平等に大切にされることを広める
- ・女性への暴力やいやがらせをなくす



こどもの人権

- ・こどもの権利を大切にすることを広げる
- ・子どもへの虐待を防ぐ
- ・いじめ、不登校、非行(ルールを守らず悪いことをすること)をなくす

高齢者の人権

- ・高齢者が地域で楽しく安心して暮らせる地域をつくる
- ・高齢者への虐待を防ぐ
- ・高齢者の権利を守る仕組みをつくる

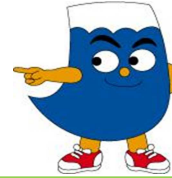


障害のある人の人権

- ・障害のある人がいつでも住んでいるところで自分で生活できる地域をつくる
- ・障害のある人が困っていたら、できる範囲で手助けする
- ・障害のある人の権利を守る仕組みをつくる

ぶらくさべつ どうわもんだい 部落差別(同和問題)

- ・「被差別部落」という特定の地域に住む人に対して、不公平な扱いや差別をする問題(同和問題)について、正しい知識を広げ、差別をなくす



がいこく ひと じんけん 外国にルーツがある人の人権

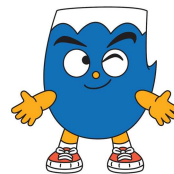
- ・外国にルーツがある人と日本人がおたがいに理解し合える地域をつくる
- ・外国にルーツがある人が、住んでいる地域のルールに慣れて生活できるようにする

かんせんしょうかんじゃとう じんけん 感染症患者等の人権

- ・感染症(人にうつる病気)に関する正しい知識を広げる
- ・感染症にかかった人などが相談できる仕組みをつくる

びょうかんじゃ もとかんじゃとう じんけん ハンセン病患者・元患者等の人権

- ・ハンセン病についての正しい知識を広げる
- ・療養所(長い時間をかけて病気を治す場所)に入っている人を支える



はんざいひがいしゃとう じんけん 犯罪被害者等の人権

- ・犯罪の被害にあった人やその家族を支える制度を使い、関係するいろいろなところが協力して活動する
- ・犯罪の被害にあった人やその家族に対する理解を広める

けい お しゅつしょ ひと じんけん 刑を終えて出所した人をめぐる人権

- ・犯罪を犯した後で反省して立ち直ろうとする人に対する理解を広める
- ・犯罪を犯した人が再び地域で生活することを助ける団体を支える



いろいろな性^{せい}をめぐる人権^{じんけん}

- ・いろいろな性^{せい}の感じ方^{かん かた}や考^{かんが}え方^{かた}の違^{ちが}いについて学^{まな}ぶこと^りや理^り解^{かい}を^{ひろ}広める
- ・いろいろな性^{せい}について相^{そう}談^{だん}できる仕^し組^{くみ}みをつくる

災害^{さいがい}で困^{こま}っている人^{ひと}の人権^{じんけん}

- ・災害^{さいがい}で困^{こま}っているすべ^{ひと}ての^{じんけん}人^{まも}の人^し権^くが守^{まも}られる仕^し組^くみをつくる
- ・災害^{さいがい}で困^{こま}っている人^{ひと}が差^さ別^{べつ}を受け^うけないようにするた^{ただ}めの正^{じやう}しい情^{ほう}報^{つた}を^{つた}伝える

そ^たの^{じんけん}他の^{じんけん}人^{じんけん}権^{けん}

- ・自^じ殺^{さつ}の問^{もん}題^{だい}にき^{たい}ちん^{おう}と対^{たい}応^{おう}する
- ・そ^たの^{じんけん}他の^{もん}人^{だい}権^{じんけん}の問^{もん}題^{だい}につい^りても理^り解^{かい}を^{ひろ}広げる

